

医療計画の見直しのポイント

(1) 住民・患者の視点尊重

- 視点の変更
 - ・ ・ ・ 医療提供者の視点 から 住民・患者の視点 へ
- 積極的な情報提供
 - ・ ・ ・ 広告規制の漸進的緩和 から 広範網羅的な情報提供 へ

(2) 質が高く効率的で検証可能な体制へ

- 量 から 質の充実 へ
- 総病床数管理的側面の重視 から
 - 4 疾病及び 5 事業に代表されるより詳細な事業内容 へ
- 規制や財政面の誘導 から
 - 積極的な医療情報の提供による誘導 へ

(3) 官から民へ、国から地方へ

- 官から民へ
 - ・ ・ ・ 社会医療法人の新設
- 国から地方へ
 - ・ ・ ・ 地方分権の流れ推進・都道府県知事の責務の明確化

医療連携体制を構築し医療計画に明示

【医療法第30条の4第2項第2号】

4 疾病

(同項第4号に基づき省令で規定)

→ 生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるものの治療又は予防に係る事業に関する事項

- がん
- 脳卒中
- 急性心筋梗塞
- 糖尿病

5 事業[=救急医療等確保事業]

(同項第5号で規定)

→ 医療の確保に必要な事業

- 救急医療
- 災害時における医療
- へき地の医療
- 周産期医療
- 小児医療(小児救急医療を含む)

- 上記のほか、都道府県知事が疾病の発生状況等に照らして特に必要と認める医療

医療計画作成指針について

- 平成18年2月の通知は、各都道府県が新たな医療計画作成に向けて早めに準備できるよう、「医療計画の見直し等に関する検討会」の中間まとめに基づき、計画作成過程及び計画記載事項を示したもの。
- 新たな作成指針は、当該通知をほぼ反映させただうえで、基本方針等を踏まえてさらに必要な事項を追加するもの。

新たな医療計画作成指針（案）

平成18年2月22日指導課長通知

モデル医療計画

- 1 医療計画に関する基本的事項
- 2.1 保健医療提供体制の状況
- 2.2 医療関係の人材の確保と資質の向上
- 2.3 基準病床数
- 3 ○○県における事業ごとの医療連携体制の現状
- 4 将来の保健医療提供体制の姿と医療計画による事業の推進
- 5 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組
- 6 健康危機管理体制の構築

作成ガイドライン

- 1 医療計画作成の準備
- 2 医療計画作成までの過程
 - 2.1 基本的な情報の収集と整理
 - 2.2 課題の抽出
 - 2.3 課題分析
 - 2.4 解決方法の検討
 - 2.5 解決方法の決定
 - 2.6 最終確認と意思決定
 - 2.7 事業の実施と評価

第1 医療計画作成の趣旨

第2 医療計画作成に当たっての一般的留意事項

第3 医療計画の内容

- ▶ 1 医療計画の基本的な考え方
- ▶ 2 地域の現状
- ▶ 3 医療従事者の確保
- ▶ 4 基準病床数

▶ 5 医療提供体制の現状、目標及び推進体制

*次ページ以降参照

▶ 6 計画の評価及び見直し

▶ 7 保健・医療・介護の総合的な取組

第4 医療計画作成の手順等

- ▶ 1 医療計画作成手順の概要
- 2 医療圏の設定方法
- 3 基準病床数の算定方法

第5 医療計画の推進等

第6 医療計画に係る報告等